

指 示 事 項

※ 受付番号

- ① 住居表示に関する条例第3条第1項に基づき新築届の申請を行ってください。(市民課 住居表示担当)

2 敷地内の緑化は、30%を目標に努めてください。

3 用途地域界を示す都市計画証明の写しを添付してください。

4 道路・水路・里道等の官民境界明示の写しを添付してください。

5 長屋住宅の場合は、隣家との「切り離し同意」が必要です。

6 建物用途が火葬場、墓地、納骨堂等の場合は協議が必要です。(環境政策室(中高層担当))

7 南吹田1丁目から5丁目及び3,000㎡以上の土地に関して協議が必要です。(環境保全指導課)

8 大阪府「建築物の環境配慮制度」に関して協議が必要です。(大阪府 建築環境課)

9 河川法許可が必要です。(神崎川：大阪府西大阪治水事務所(Tel 06-6541-7771) それ以外：茨木土木事務所(Tel 072-627-1121))

10 千里ニュータウン区域内では、千里ニュータウンのまちづくり指針の協議が必要です。(計画調整室)

11 保育所・認定こども園等の施設を有する建築物の開発、建築行為等を行う場合は協議が必要です。(計画調整室)

⑫ 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を含む場合は協議が必要です。(計画調整室)

13 屋外広告物を設置する場合は、吹田市屋外広告物条例に基づき許可が必要です。(都市計画室 屋外広告物担当)

14 農地に該当する場合は、転用の届出が必要です。(農業委員会事務局)

15 共同住宅や長屋を建築する場合は、新築マンション概要届出の対象となるか事前に協議をお願いします。(住宅政策室)

16 計画されている建築物が定期報告の対象となるか、事前に確認をお願いします。(開発審査室 監察担当)

⑰ 上記以外でも、必要があれば関係各課と協議してください。
- ・宅地造成等工事でない旨の証明書を求めることができます。

	対 象 建 築 物	関 係 課 ・ 係		場 所
○	す べ て の 建 築 物	文化財保護課 埋蔵文化財の裏書(FAX 申 込 み ⇒ FAX 回 答)		吹田市立博物館
○		管路保全室 排水設備担当 [必要図面：排水計画平面図] 合・分流式直放可		高 層 棟 6 階
	事業区域面積が500㎡以上3,000㎡未満の建築物 事業区域面積が3,000㎡以上の建築物	管路保全室 開発担当		
	10 m を 超 え る 建 築 物 15 戸 以 上 の 単 身 者 向 住 宅	環境政策室 (中高層担当)		高 層 棟 2 階
	住 宅 以 外	環境保全指導課[公害防止計画書を提出]		高 層 棟 1 階
	10戸以上の住宅の新築・増築 (戸数の純増) (小世帯向住宅・単身者向住宅を除く)	教育委員会 教育未来創生室	Tel 06-6155-8135	朝 日 町 さんくす3番館4階
	4 階 以 上 の 建 築 物 高さが10 m 以上の床面を有する建築物 3000 ㎡ 以 上 の 敷 地	消防本部 警防救急室	Tel 06-6193-1117	消 防 本 部 庁 舎
	3 階 以 上 に 給 水 装 置 が あ る 建 築 物 10 戸 (室) 以 上 の 建 築 物 主 管 径 φ 50mm 以 上 の 建 築 物	工務室 給水相談グループ Tel 06-6384-1371 ※必要書類 [給水計画平面図 (各階平面図・系統図等) 水量計算書・管径の決定計算書 受水槽回りの配管図及び構造図]		水 道 部 庁 舎 第 1 別 館 2 階
	500 ㎡ 以 上 の 敷 地	公園みどり室 [緑化計画書を提出] Tel 06-6834-5364		吹田市総合防災 セ ン タ ー 6 階
	建築基準法第42条による「みなし部分」の 寄 附 に つ い て 協 議 が 必 要 な 物 件	道路室 ※必要書類 (コピー可)	指示事項・位置図 建築計画概要書 道路後退面積図 Tel 06-6155-3532	吹田市総合防災 セ ン タ ー 7 階
	専 用 住 宅 ・ 長 屋 住 宅 以 外	総務交通室 [駐車場の台数等] Tel 06-6155-3531		吹田市総合防災 セ ン タ ー 7 階
	専 用 住 宅 以 外	事業課 [ごみ置場の位置・大きさ等] (最寄駅：阪急山田駅) Tel 06-6832-0026		津 雲 台 7 丁 目 (事 業 課)
	店舗面積が500㎡を超える店舗等のある建築物	地域経済振興室		低層棟3階
	保 育 園 ・ 託 児 所 等 10戸以上の住宅の新築・増築 (戸数の純増) (小世帯向住宅・単身者向住宅を除く)	保育幼稚園室 [建築計画概要書の写し、平面図、立面図を提出]		低層棟2階
	大規模開発事業に伴う一戸建て住宅用集会施設	市民自治推進室		
	吹田市景観まちづくり条例届出対象、重点地区内 地区計画区域内 (届出を要する区域は届出の写し)	都 市 計 画 室	景 観 担 当	低層棟2階
			都 市 計 画 担 当	
	建 築 協 定 区 域	開 発 審 査 室	建 築 許 認 可 担 当	低層棟2階
○	事業区域500㎡以上・宅地造成等規制区域		開 発 許 可 担 当	
	大阪府福祉のまちづくり条例(事前協議)		開 発 条 例 担 当	
○	最 終 の 裏 書			

※審査によって指示事項の内容が変わる場合があります。
※協議済みの押印があるものを保管してください。

協議済印押印欄